

仕 様 書

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応等環境に十分配慮した機器であること。
- (2) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく省エネルギー基準を達成している機器の使用に努めること。
- (3) 10円硬貨、50円硬貨、100円硬貨、500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
- (4) 専用キータイプの災害救援ベンダー（災害が発生した場合、販売機内の商品が無料で取り出せるよう措置された災害対応型自動販売機）であること。
- (5) 自動販売機（飲料）の運転に必要な光熱水費については、電力等使用量計測用メーターを設置し、全額事業者の負担とする。
- (6) 自動販売機（飲料）等の設置及び撤去に要する工事、維持管理等に係る費用については、全額事業者の負担とする。
- (7) 自動販売機（飲料）の搬入及び撤去の作業時間及び経路については、市の指示に従うこと。
- (8) 自動販売機（飲料）の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障をきたす場合もあるので、それらの支障がないか設置場所の確認をすること。
- (9) 自動販売機（飲料）及び電力等使用量計測用メーターを設置する際は、設置方法について市と協議の上、据付面を十分に確認し、転倒防止対策を施した上で設置すること。

また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、お茶、牛乳等の飲料とし、酒類及びたばこの販売を行わないこと。
- (2) 飲料の容器の種類は、缶、ペットボトル、紙パック又は紙コップとする。

なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に市と協議を行う

こと。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理については、設置事業者が適切に行うこと。
- (2) 商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- (3) 自動販売機（飲料）に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- (4) 販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び経路については、市の指示に従うこと。
- (5) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (6) 自動販売機（飲料）の故障や問い合わせ等については、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

4 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに現状に回復するものとし、原状回復に際し、設置事業者は、一切の補償を市に請求することができない。

5 売上状況等の報告

設置事業者は、設置した自動販売機（飲料）の各設置場所における月毎別の売上本数及び売上金額を次のとおり指定する期日までに、市に報告すること。

(1) 内容

- ア 設置場所
- イ 売上本数（単位は本）
- ウ 売上金額（単位は円）

(2) 報告期限

ア	令和6年度分	令和7年5月1日
イ	令和7年度分	令和8年5月1日
ウ	令和8年度分	令和9年1月31日

6 その他

- (1) 設置する自動販売機（飲料）、使用済み容器回収ボックス及び電力等使用量計測用メーターのカタログ及び配置図を事前に提出すること。
- (2) 入札及び契約事務に関する関係法令、規則、募集要項、一般競争入札の入札説明書等の規定を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- (3) 自動販売機（飲料）を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (4) 貸付期間満了前に自己都合により自動販売機（飲料）を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに市に書面により通知しなければならない。この場合、納入済みの貸付料は還付しない。